

## 調査の概要

- 1 この調査は昭和 32 年から住民基本台帳法(昭和 32 年から昭和 42 年までは住民登録法)、住民基本台帳等人口調査要綱及び同要領に基づき、区市町村長から毎年1月1日午前零時現在の世帯数、人口及び年齢構成を毎年1月上旬に報告を受け、集計しているものである。  
なお、住民基本台帳法は、平成 21 年法律第 77 号において、住民基本台帳法の一部を改正する法律が成立し、平成 24 年7月9日に施行されたことに伴い、日本人住民と同様に、外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象に加えられることとなった。
- 2 調査項目は、住民基本台帳に記載されている区市町村ごとの世帯数、男女別人口、町丁(字)別及び年齢別人口である。
- 3 調査対象としての人口・世帯数とは、東京都内の区市町村に住所を定めている者として、当該区市町村の住民基本台帳に記載されている者の数及びそれらの者が構成している世帯の数である。
- 4 町丁(字)制を施行していない地域等については、通常用いている区画(自治会、町会名称等)によることとしたが、利島村、神津島村、御蔵島村及び青ヶ島村については、村を1つの区画とした。

## 利用上の注意

- 1 数値は、特にことわり書きのない限り、令和3年1月1日現在の数値を示す。
- 2 「0.00」は表章単位未満を、「－」印は皆無又は該当数字のないことを、「△」印は減を示す。
- 3 数値の表章単位未満は、四捨五入してあるため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。
- 4 統計表第 5 表における町丁名の表記及び掲載順は区市町村からの報告に基づいている。

<問い合わせ先>

総務局統計部人口統計課推計人口担当  
電話 03-5321-1111(代表) 内線 25-511  
03-5388-2531(直通)

年齢早見表（満年齢）

年齢	生まれた年		年齢	生まれた年		年齢	生まれた年		年齢	生まれた年	
	年号	西暦		年号	西暦		年号	西暦		年号	西暦
0	令和 2	2020	27	平成 5	1993	54	昭和 41	1966	81	昭和 14	1939
1	令和元・平成 31	2019	28	4	1992	55	40	1965	82	昭和 13	1938
2	平成 30	2018	29	3	1991	56	39	1964	83	12	1937
3	29	2017	30	2	1990	57	38	1963	84	11	1936
4	28	2016	31	平成元・昭和 64	1989	58	37	1962	85	10	1935
5	27	2015	32	昭和 63	1988	59	36	1961	86	9	1934
6	26	2014	33	62	1987	60	35	1960	87	8	1933
7	25	2013	34	61	1986	61	34	1959	88	7	1932
8	24	2012	35	60	1985	62	33	1958	89	6	1931
9	23	2011	36	59	1984	63	32	1957	90	5	1930
10	22	2010	37	58	1983	64	31	1956	91	4	1929
11	21	2009	38	57	1982	65	30	1955	92	3	1928
12	20	2008	39	56	1981	66	29	1954	93	2	1927
13	19	2007	40	55	1980	67	28	1953	94	昭和元・大正 15	1926
14	18	2006	41	54	1979	68	27	1952	95	大正 14	1925
15	17	2005	42	53	1978	69	26	1951	96	13	1924
16	16	2004	43	52	1977	70	25	1950	97	12	1923
17	15	2003	44	51	1976	71	24	1949	98	11	1922
18	14	2002	45	50	1975	72	23	1948	99	10	1921
19	13	2001	46	49	1974	73	22	1947	100	9	1920
20	12	2000	47	48	1973	74	21	1946	101	8	1919
21	11	1999	48	47	1972	75	20	1945	102	7	1918
22	10	1998	49	46	1971	76	19	1944	103	6	1917
23	9	1997	50	45	1970	77	18	1943	104	5	1916
24	8	1996	51	44	1969	78	17	1942	105	4	1915
25	7	1995	52	43	1968	79	16	1941	106	3	1914
26	6	1994	53	42	1967	80	15	1940	107	大正 2	1913

誕生日に達したとき、この年齢に1歳を加える。